

目黒区人事行政の運営等の状況の公表について（概要）

1 職員の任免の状況

（単位：人）

	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	計
採用	29	19	15	0	2	65
退職	54	25	10	3	1	93

※ 採用は平成27年4月2日～28年4月1日、退職は平成27年4月1日～28年3月31日の状況です。

- ポイント 平成27年度の公表数値（再任用フルタイムを除く）と比較して、採用者数は13人の減、退職者数は15人の減となっています。

2 再任用の状況

（単位：人）

	事務系	福祉系	技術系	技能労務系	幼稚園教諭	計
フルタイム	25	5	5	1	2	38
短時間	112	31	20	41	0	204

- ポイント 27年度と比較して、再任用フルタイムは5人の増、再任用短時間は6人の減となっています。

3 職員の服務及び勤務条件

服務に関する義務	職務に専念する義務等が「地方公務員法」で規定されています。
勤務時間（標準的なもの）	午前8時30分～午後5時15分（休憩時間60分間を含む）
休暇	年次有給休暇、病気休暇等が「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」で定められています。

4 職員の分限及び懲戒処分状況（平成27年度）

分限	免職 0人	休職 34人	降任 0人	降給 0人
懲戒	免職 0人	停職 5人	減給 0人	戒告 0人

5 職員の研修の状況（平成27年度）

職員の在職年数や各職層に応じた能力の向上を図るため、区独自の研修（40講座1,839人）や、23区が合同で設置した特別区職員研修所での共同研修（95講座498人）、他の研修機関への派遣研修や各職場で外部の講師を依頼する職場研修（44講座538人）に参加しました。

6 勤務成績の評定

職員の能力及び職務能率の向上に資することを目的として、職員の業務実績及び職務遂行能力・態度等について、毎年1回定期評定を実施しています。なお、平成20年度からは、各職員の定期評定の結果を人事給与面に反映させています。

7 公務員倫理の確保

職員の退職管理の適正を確保する観点から、平成28年4月1日に地方公務員法が改正され、営利企業等に再就職した元職員が、現職職員に対して職務上の行為をする（しない）ように、要求または依頼すること（＝働きかけ）が禁止されました。

目黒区では、これに先がけ平成18年に職員倫理条例により職員に対する公正な職務の遂行を損なう行為の要求を禁止するとともに、契約及び許認可等の業務に対する働きかけに関する取扱要綱により働きかけの内容を記録・公表することで、再就職した元職員を含む全ての職員が汚職や不正に関わることの未然防止に積極的に取り組んでいます。

8 職員の福利厚生等の状況

(1) 東京都職員共済組合等

東京都職員共済組合は、職員の健康保険や年金事業などを行うために設置されているもので、必要経費は組合員と地方公共団体が負担しています。特別区職員互助組合は、組合員のライフプランと自己啓発への支援を目的として、職員が負担する組合費のみで運営されています。目黒区職員互助会は、職員への給付事業や貸し付け事業、文化体育事業などを行うため、職員が負担する会費と区からの補助金等で運営されています。

(2) 職員への貸与

住宅に困窮する職員に職員住宅を貸与するほか、衛生や安全に関する法令の定めなどにより、職務遂行上、真に必要な職員には被服を貸与しています。

(3) 職員の健康管理

職員の健康管理、公務能率の維持向上のため、年に1回の定期健康診断を行うほか、安全衛生委員会による職場の安全衛生を確保する取り組みを行っています。

(4) 公務災害補償

職員が公務中に傷病を負ったり、通勤途上で負傷した場合は、地方公務員災害補償法に基づき補償を行っています。平成27年度の認定件数は、公務災害9件、通勤災害が2件でした。

●ポイント 平成26年度と比較して公務災害は2件減少し、通勤災害は1件減少しています。

9 職員の利益保護の状況（特別区人事委員会からの報告事項）

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況

平成27年度中における目黒区の措置要求はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成27年度）

前年度からの継続件数 (A)	27年度申立て件数 (B)	完結件数 (C)	翌年度継続件数 (A+B-C)
16件	0件	0件	16件

10 職員の給与の状況

職員の給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与や物価の動向、生計費の状況などを調査した上で適正な給与を勧告し、これを受けて区長が条例案を提出し、区議会の審議を経て決まります。

●ポイント 職員の給与等は、条例で定めることになっています。

(1) 人件費の状況（27年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (28.4.1現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 26年度の人件費率
272,478人	95,067,400千円	21,055,051千円	22.15%	23.93%

※ 人件費(B)は、建設事業に係る人件費を含みます。

●ポイント 人件費(B)は、26年度と比較して218,626千円(1.02%)減少しています。

(2) 職員給与費の状況（27年度普通会計決算）

職員数(A) (27.4.1現在)	給 与 費				1人当たり給 与費(B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
1,923人(200人)	7,326,893千円	3,031,425千円	3,105,955千円	13,464,273千円	7,002千円

※ ()内は、再任用短時間勤務職員で、外書きです。

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、公益的法人等への派遣職員などを含み、教育長、自治法派遣職員、特別会計の計上職員、臨時・非常勤職員を除きます。

※ 職員手当には、退職手当を含みません。

●ポイント 給与費計(B)は、26年度と比較して38,003千円(0.28%)増加しています。

(3) 職員の平均給料月額・平均給与月額及び平均年齢の状況（平成28年4月1日現在）

一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
331,235円	466,949円	43.9歳	306,112円	416,515円	50.4歳

※ 平均給与月額は、給料と諸手当(期末勤勉手当・退職手当・寒冷地手当を除く。)を含んだ平均月額です。

※ 「一般行政職」とは、一般職の常勤職員(教育長を除く)から国の税務職、福祉職、医師・医療技術職、看護・保健職、技能労務職及び教育職に相当する職を除いたものです。

(4) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	現行給料月額	勧告給料月額(※)
I類(大学卒程度)	181,200円	182,700円
III類(高校卒程度)	144,600円	146,100円

※28年特別区人事委員会勧告内容が反映された場合の初任給

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	267,573円	359,114円	375,225円	390,057円
	高校卒	220,480円	310,466円(※1)	335,030円	366,840円
技能労務職		203,975円(※2)	276,733円	302,888円	313,070円

※ 経験年数とは、採用前の職歴等を加算した年数をいいます。

※1 対象者が少ないため、経験年数19年～21年の平均給料月額を掲載

※2 対象者が少ないため、経験年数6年～14年の平均給料月額を掲載

(6) 職員手当の状況 (平成28年4月1日現在)

毎月決まって支給されるもの	扶養手当	配偶者	13,700円		
		その他の親族2人目まで	各6,000円		
		その他の者	各6,000円		
		16~22歳の子に対する加算	各4,000円		
	地域手当	支給額	支給対象	平均支給年額 (27年度)	
		(給料+扶養手当+管理職手当) × 20.0%	全職員	734,389円	
住居手当	世帯主(月額27,000円以上の家賃の支払いのある者)	~27歳	27,000円		
		~32歳	17,600円		
		~上記以降	8,300円		
通勤手当	1ヶ月の支給限度額	55,000円			
勤務実績に応じて支給されるもの	時間外勤務手当	支給総額 (27年度)	平均支給年額 (27年度)		
		719,393,187円	321,588円		
臨時に支給されるもの	特殊勤務手当	平均支給年額 (27年度)	支給対象職員の割合 (27年度)	手当数	
		90,200円	8.4%	4	
臨時に支給されるもの	期末・勤勉手当 (ボーナスに相当)	区分	期末手当	勤勉手当	合計
		一般職員	2.60月 (1.45月)	1.70月 (0.80月)	4.30月 (2.25月)
		管理職員	2.20月 (1.25月)	2.10月 (1.00月)	4.30月 (2.25月)
		【参考】28年特別区人事委員会勧告内容 合計4.40月分 (2.35月分) ※ 合計月数を年3回に分けて支給。 ※ ()内は、再任用職員の支給月数。			
退職時に支給されるもの	退職手当	区分	普通退職	定年退職	
		最高限度支給月数	41.25月分	49.55月分	
		1人当たりの平均支給額	18,528,494円		
		※ 議長、副議長、議員には退職手当は支給されません。 ※ 1人当たりの平均支給額は、平成27年度退職者分 (特別職を除く) の平均額。			

※ 住居手当については平成26年4月1日より制度改正があり表中のように変更されました。なお、新制度に該当しない一部の職員については29年3月31日まで旧住居手当制度の経過措置を受けています。

(7) 特別職の給料・報酬の状況 (平成28年4月1日現在)

区 分		給料・報酬月額	期末手当
給 料	区 長	1,058,000 円	3.15 月分
	副 区 長	846,000 円	
報 酬	議 長	906,000 円	3.30 月分
	副 議 長	793,000 円	
	議 員	598,000 円	

※ 期末手当は、年3回に分けて支給しています。